

第15回京都市人権文化推進懇話会

平成25年7月4日（木）

【吉川市民生活部長】

それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまから第15回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、また足元の悪い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます文化市民局市民生活部長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

今日は市民の傍聴者がいらっしゃいませんので、このままで進めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、京都市から御挨拶をさせていただきます。本来ならば文化市民局長の平竹から御挨拶をさせていただくところでございますけれども、他の公務の関係で遅れて出席させていただく予定となっております。大変申し訳ありません。

そこで、本日は平竹局長に代わりまして、僭越ではございますけれども、私から一言御挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、第15回京都市人権文化推進懇話会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本市の人権行政の推進に当たりましては、常日ごろから多大な御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、いじめによる中学生の自殺が大きく取り上げられて以来、全国でいじめの防止等に関しましていろいろな取組がなされておりましたところでございますけれども、その中でも、早期の成立が待たれていました「いじめ防止対策推進法」が先月の6月21日に成立いたしました。この法律では、新しく学校にいじめ対策に関する組織を常設し、文部科学省や自治体への報告義務が課されることとなり、情報が開かれ、いじめの早期解決に資するものと大いに期待されているところでございます。

本市におきまして、365日、24時間対応できる『いじめ相談ホットライ

ン』という電話での相談窓口を設けまして、いじめの撲滅に向け、被害に遭っている子どもがすぐに学校や関係機関に救済を求めることができるよう、相談体制の整備に努めているところでございます。

また、障害を理由とした不当な差別的取扱を禁ずる「障害者差別解消法」も6月19日に成立いたしました。「障害者基本法」の差別の禁止条項に基づいた、より実効性のある差別解消についての取組の実施や、障害のある方が生活しやすいと感じていただける取組の実施、より一層着実に取組を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

そして、ほかにも6月26日には「ストーカー規制法」や「ドメスティック・バイオレンス防止法」等の改正法が成立するなど、今後一層の人権課題に対する取組の充実、強化が図られるものと考えているところでございますし、本市におきましても、ドメスティック・バイオレンスの相談支援体制の改正による相談支援の充実強化や児童虐待の問題についても、昨年4月、第二児童福祉センターを新設するなど、各関係機関とも十分連携を取った上で、各人権課題解決に向けて取組を充実、強化してまいりたいと考えております。

本日は、人権文化推進計画に係る平成24年度の取組実績につきまして報告をさせていただきますとともに、今年度実施を予定しております人権に関する市民意識調査についてそれぞれ御報告をさせていただきます。本日は、各人権課題を所管しております担当部局も出席しておりますので、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願いをいたしまして、懇話会の開催に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長をお願いを申し上げたいと思います。安藤座長、よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

皆さん、こんにちは。座長の安藤です。

先ほど御挨拶にありましたように、遠路はるばる、しかも雨の中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。これから2時間ほど、よろしくお願いいたします。

今日は大きいテーマが2つ、平成24年度の取組実績の御報告を伺うということと、今年度予定されております人権に関する市民意識調査の実施に関する説明

でございます。

まず、事務局のほうから配付資料の説明をお願いします。

【吉川市民生活部長】

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まずは議題１の資料といたしまして、資料１の「京都市人権文化推進計画 平成２４年度取組実績」の冊子がございます。次に、議題２の資料といたしまして、資料２－１「人権に関する市民意識調査の調査内容について（案）」、資料２－２「人権に関する市民意識調査項目 比較表」、次に資料２－３「人権に関する市民意識調査 調査票（案）」でございます。資料につきましては以上でございます。もし、お手元に届いておりませんものがございましたら、事務局までお申し付けをお願いいたします。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題１につきましては、「京都市人権文化推進計画 平成２４年度取組実績」についての御報告でございます。

この事業計画につきましては、平成１７年３月に策定し、平成２２年３月に改訂いたしました人権文化推進計画の第４章、計画の推進において、毎年度具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うと定めていることから、平成１８年度以降、毎年度作成し、この懇話会において御報告し、委員の皆様から御助言、御意見等をいただいております。

本日は、平成２４年度の事業実績につきまして御報告をいたします。なお、平成２５年度の事業計画につきましては、去る３月２５日に開催いたしました前回の懇話会において御報告をさせていただいております。

次に、議題２「京都市人権に関する市民意識調査の実施について」でございます。前回の懇話会におきまして、今年度を実施いたします市民意識調査の概要やスケジュール、主な調査項目案について御説明させていただき、御意見を頂戴いたしました。本日は、前回いただきました御意見を反映いたしまして、実際に市民の皆様にお答えいただく調査票の案を作成いたしましたので、改めて御意見等をお聞きしたいと考えております。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

それではまず、議題 1 から進めたいと思います。

それでは、詳細な説明をお願いします。

【島崎課長（人権文化推進課）】

文化市民局人権文化推進課長の島崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料 1 に基づき御報告をさせていただきます。少し分厚い資料になっておりますので、説明が長くなるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

本資料は、平成 24 年度の事業実績について取りまとめたものでございます。

1 枚目をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと思います。

事業実績のほうは大きく重要課題別の取組と、各局別の取組の 2 つに分けてまとめてあります。重要課題別の方は、人権文化推進計画に掲げております人権上の重要な課題として位置付けておる女性、子ども、高齢者等、9 つの重要課題に関しまして、主な取組を記載しております。

各局別の取組の方は、各局区で人権文化推進計画、あるいはそれぞれの担当分野で作成しております分野別の計画に基づく取組で 24 年度に実施したものを一覧にして記載しております。

資料をもう 1 枚おめくりいただきまして、右側のページの上の部分でございますが、平成 24 年度に実施いたしました取組事業数といたしましては 481 事業となっております。

それでは、平成 24 年度の、まず重要課題別の取組実績について主立ったものを御報告させていただきます。

資料 1-1 ページから 1-4 ページでございます。

まず、これは各重要課題に共通する事項として、全般的な取組を記載させていただいております。主には市民、企業に対する啓発活動について記載をしておりますが、本年度も「あい・ゆー K Y O T O」「ベーシック」など、人権情報誌の発行、それと市民の方々が自主的に行われる啓発、研修等の活動に対して講師の紹介、あるいは冊子の提供といった支援を行う人権啓発サポート制度の実施、また人権文化推進計画に基づいて実施した取組を紹介する人権レポート等の発行を

行いました。

次に、市民の皆さんに参加していただき、お互いの交流の中で人権の大切さに気付き、考えていただく機会を提供するという趣旨で、ワークショップ方式の参加体験型人権学習会、和い輪いワークショップを開催しております。あと、人権に関するイベントとしてヒューマンステージ・イン・キョウト、また企業において人権尊重を基盤とする企業活動を推進しておられる企業を支援することを目的といたしまして、企業向けの人権啓発講座などを開催いたしました。その他にも交通バリアフリー、あるいはユニバーサルデザインの推進についても全庁を挙げて推進してまいったところでございます。

次に、女性に関する事業といたしまして、１－５ページから１－６ページを御覧いただきたいと思います。

やはり女性に関する問題といたしましては、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力、これは重大な人権侵害でございまして、早期の根絶に向けて取組を進めてまいらないといけない問題でございます。DV対策の強化といたしまして、平成２４年３月に策定をいたしました本市のDV対策基本計画、これに基づいて総合的、計画的に取組を進めてまいりました。平成２３年１０月に開所いたしました京都市のDV相談支援センターにおきましては、職員１名の増員を図りまして、相談から自立支援まで、継続的な被害者の支援に取り組んでまいりました。

また、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するなど、各区役所や福祉事務所等の関係機関、あるいは各種団体と連携をいたしまして、緊急的、一時的な保護施設、民間シェルターを運営される団体に対する家賃相当の助成などの施策も引き続いて、推進してまいったところでございます。

真のワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、平成２４年３月に策定しました推進計画に基づきまして、市民や企業への啓発といった部分に努めました。具体的には中小企業を主に対象といたしまして、働きやすい環境を整備していただくために、真のワーク・ライフ・バランス推進企業支援補助制度などを創設したほか、すぐれた取組を行っていただいている企業に対しまして表彰制度などを実施したところでございます。

次に、子どもに関する事業につきましては、資料の１－７ページから１－９ペ

ージにかけてでございますが、まず児童虐待の問題のほか、学校におけるいじめでありますとか、あるいは学校スポーツの指導の場における体罰の問題が非常にクローズアップされた１年でもございました。児童虐待につきましては、増え続けます通告に対しまして迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図りました。

また、京都市の南部地域、南区と伏見区でございますが、これらを対象とする児童福祉の拠点として、平成２４年４月に第二児童福祉センターを開所いたしまして、体制の強化を図ったところでございます。

学校におけるいじめの問題につきましては、学校、家庭、地域、あるいは関係機関が連携をいたしまして、子供の規範意識を育むための取組の充実を図ること、体罰の問題につきましては、体罰が個人の尊厳を著しく傷付ける行為であるということ、その根絶に取り組んでいくことなどを平成２５年度の事業計画の中にも明記をいたしまして、鋭意、取組を進めているところでございます。

次に、高齢者に関する事業でございますが、１－１０から１－１１ページを御覧いただきたいと思います。

高齢者がどのような心身の状態にあっても、個人の尊厳を保ち、自己実現ができる社会の実現を目指しまして、権利擁護制度の普及や、あるいは高齢者の虐待防止施策の推進を図ってまいりました。主な事業といたしましては、高齢者世帯や認知症の高齢者の方が増加する中で、成年後見制度の需要が一層高まりを見せております。その制度を必要とする方々を把握するところから、利用していただく、そういったところまでの一貫した支援を行うために、平成２４年４月、成年後見支援センターを設置いたしました。

また、あわせて高齢者人口の増加に伴いまして、成年後見支援制度を利用される方の増加が見込まれることから、関係団体の御協力を得ながら、市民後見人の養成講座を開催し、２４名の方に受講していただいております。

高齢者に対する虐待防止につきましては、早期発見、見守りネットワーク、あるいは保健医療福祉等介入ネットワーク、専門機関ネットワークによる取組を進めるとともに、保護を必要とする高齢者がおられる場合は入所施設への措置や緊急ショートステイの活用、虐待シェルターを確保する事業などを昨年度に引き続き実施いたしました。

次に、障害のある方に関する主な事業につきましては、１－１２ページから１－１３ページでございます。

主な事業といたしましては、平成２４年の１０月から障害者虐待防止法が施行されたことに伴いまして、新たな虐待の防止対策事業といたしまして、障害者の地域自立支援協議会を活用いたしまして、協力体制づくり、あるいは通報があった場合の対応手順の策定、啓発パンフレット配付、シンポジウムの開催等々、周知啓発の取組を行っております。

その他、障害のある方が生きがいを持って働ける職場、仕事場づくり、これを推進していくために、障害者就労支援推進会議を継続して運営いたしまして、市役所におきましても障害のある方を対象とした職場実習、チャレンジ雇用の取組を進め、職場実習では２０名、チャレンジ雇用では５名の参加がございました。

次に、身体、知的、精神、この３つの障害に対応する京都市障害者相談員です。ピアカウンセリング機能を活かしつつ、関係団体等の連携を図る中で、地域での相談活動を実施してもらうなど、障害のある方の社会参加、社会活動の支援にも取り組んでまいりました。

次に、同和問題につきましては、１－１４ページでございます。

平成２１年３月の同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会からいただいた報告をもとに改革、見直しを進めているところでございます。現在取り組んでおります改革につきましても、早期に完了できるよう鋭意取組を進めてまいりました。２４年度につきましても、人権教育、啓発活動に精力的に取り組みましたほか、自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務、これの着実な推進、それと市立浴場の効率的な運営に向けての見直し等々を進めてまいりました。

次に、外国人、外国籍市民に係る主な事業でございますが、資料の１－１５ページ、１－１６ページでございます。

京都市多文化政策懇話会の提言を尊重する形で啓発事業の充実や市民レベルでの国際交流の支援、あるいは多言語によります情報提供等、相談事業などの充実などに取り組んでまいりました。２４年度につきましては、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やそうということで、京都市国際文化市民交流促進サポート事業を開催しましたほか、外国籍市民の方が安心して普段の暮らしができる環境を整えるということで、医療機関に医療通訳者を派遣する医療通訳派遣事

業、また行政サービスの利用や手続に外国籍市民の方が問い合わせなどをされたい場合に、電話で通訳、相談を行う行政サービス利用等通訳相談事業などの取組を引き続いて行いました。

次に、感染症患者等に関わる事業でございますが、資料の１－１７ページでございます。

２４年度も保健センター等でＨＩＶの検査を行ったほか、検査の普及期間である６月１日から７日にかけては、相談体制の拡充を図るとともに、世界エイズデーであります１２月１日を中心に街頭キャンペーン、ポスター等の啓発活動の取組を行いました。

ホームレスにつきましては１－１８ページでございます。

主な事業といたしましては、平成２４年度も就労による自立意欲、能力を有するホームレスの方に対しまして、自立支援センターにおいて求職活動の拠点となる宿泊場所の提供や、就労に関する相談事業などを展開いたしました。また、ホームレス能力活用推進事業としまして、常用の就労が困難な方に対しまして職業訓練的な職能開拓を行い、従事いただいた方は１０１名になっております。

その他の課題につきましては１－１９ページでございますが、個人情報の意識の変化、高度情報化の進展などに伴いまして、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題に対する対応が求められてございます。人権情報誌、あるいは市民しんぶんといった媒体を通じまして、広く周知を図っております。

また、犯罪被害者に対する取組といたしましては、平成２３年４月に施行しました京都市の犯罪被害者等支援条例に基づきまして、犯罪被害者支援センターに設置をいたしました犯罪被害者総合相談窓口を拠点に、相談をはじめとする各種の支援、犯罪によって生活にお困りの方々への生活資金の給付、住居の提供、心のケアといった支援の取組を行ったところでございます。

重要課題別の取組については以上でございます。この事業実績につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで広く公開をいたしまして、市民の方々にも周知を図ってまいります。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

各担当課も出席されておりますので、質問をお持ちの場合には、御遠慮なくお聞きください。

それでは、今までの御説明についてコメントないし御質問がありましたらお願いいたします。

【坂元委員】

その他の課題というところなんですけれども、実は最近、大阪では鶴橋など、在特会（在日特権を許さない市民の会）によるヘイトスピーチの問題が生じておりまして、また東京でも同じような事案が生じておりまして、警察等も対応に苦慮しているところがあるわけではありますが、京都ではこの種の事案が生じているのかどうかということを知りたいと思って御質問させていただきます。

【安藤座長】

関連質問ございませんか。それでは、回答をお願いします。

【島崎課長（人権文化推進課）】

数年前にそういう事案があったことはございましたけれども、ここ数年はそういった大きなというか、こちらで把握しているような事案は現在ございません。

【安藤座長】

ほかの委員，どうぞ御遠慮なく。

【石元委員】

1－5 ページ，女性のところなんです，その丸でいくと3番目で，DVに対する市民の理解を深めというところなんです，ここでDV被害者支援インストラクター養成事業で，括弧の中で被害者サポーターとインストラクターの養成講座とあるんですが，具体的にどういうことをする人たちを養成したということなんでしょうか。

【安藤座長】

これも関連質問ございませんか。

【表委員】

同じくDVのところなので，一緒にお答えいただけたらと思うんですけれども，一番上の丸のところ，相談件数が2，178件ですごく大きな数になっているんですけれども，これの簡単な内訳なんかをお教えいただけないかと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかにございませんか。

【石元委員】

資料１－６です。ウィングス京都で、これも女性の暴力相談という関連なのでDVも含むかと思うんですけども、その中で、最後のほうで男性カウンセラーによる男性のための面接相談などの相談事業を行ったということなんですが、この流れで読むと、加害者側になる男性の相談なのかなと読めます。具体的な内容と、実際に相談に訪れた人はどのぐらいいたのか、その実績を教えてください。

【安藤座長】

ありがとうございます。それでは、御回答のほうをよろしくお願いします。

【寺井課長（男女共同参画推進課）】

男女共同参画推進課長の寺井と申します。よろしくお願いいたします。

最初の、DVのサポーターとインストラクターの養成講座でございますけれども、２３年度と２４年度、２年間にわたって実施したものでございます。サポーターのほうはDVの基礎的な知識を培っていただくということで、そういう知識を持って将来的にというか、自分の身近でそういうDVの方がおられたときに支援の力になっていただけたらとか、あるいはそういったことで、また今後京都市としましても、啓発事業とかそういったものに御参画いただけるような人たちを育てるということでサポーター事業というのをしたものでございます。

それから、インストラクター養成のほうでございますけれども、これは実際にDVの被害に遭われた被害者の母子の心の傷を負われた部分を、心理カウンセリングプログラムを使って治していくようなプログラムがございまして、それを習得していただいて、これもまだ今年度以降やっていくんですけども、具体的には色んな母子の施設などに出向いていたりする中で、具体的なプログラムを施していくというものでございます。

【安藤座長】

ついでですから、石元さんが質問されましたので、男性カウンセラーの中身を御説明ください。

【寺井課長（男女共同参画推進課）】

ウィングス京都のほうでございますけれども、男性相談、２３年度で１０７件、２４年度、昨年度で１２１件の相談を受け付けております。若干増えた状況でござ

ざいます。主に家庭であるとか、夫婦の関係であるとか、そういった相談事が多いのでございますけれども、そのうち約5割がDVに絡むものでございました。その半分のうちの6割、7割が加害者からの相談でして、DVをやめたいとか、DVみたいなことをしているけれども、どうしたらいいやろうということをお相談されたりというケースはございます。

男性カウンセラーがお話を傾聴する、あるいは助言すると書いたんですけども、男性の方の特徴として、やっぱり何回も継続して相談に来られるという数が高くて、1回相談に来られて、それで次、来られなくなるということが多くございまして、お話は伺うんですけども、そこから踏み込んで、その人を本当に加害者から脱却させることができたかどうかというのはなかなか難しい課題かなと思っております。

それからあと、表委員からございました、件数が多いというお話でした。2, 178件でございます。これは、内訳といいますか、大半、1,490件が電話がかかってきて、それを受けたと。その中でも特に深刻な状況であるとか、お話をもっと深く聞かなければならないような場合は、センターまでの来所をお勧めいたしますので、来所いただいたのが670件等でございます。それからそのほか、端数18件ほどが、出向くこともできないということなので、訪問したりとかいったものがございます。

以上でよろしいでしょうか。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかに御質問がありましたら。

【高山委員】

高齢者の取組なんですけれども、地域でもいつもお話を聞く難しい問題がありまして、高齢者の方の災害時の防災マップをつくるときに、いわゆる高齢者の方の個人情報と防災時の救助の手だてをどうするのかというときの防災マップをつくるのがなかなか難しいということも聞きます。その点で何か手だてを講じられたか、これからどういうふうにそういうところの整合性をとっていかれるのか、ありましたらちょっとお伺いしたいと思っています。

【安藤座長】

ありがとうございます。関連質問はございませんか。これは具体的な問題です

ので、回答をよろしくお願いします。

【島崎課長（人権文化推進課）】

今日、保健福祉局からは幾つかの課は出席いただいていますけど、今の問題にかかわる長寿福祉課が出席いただいておりませんので、改めて回答をペーパーでお返ししたいと思います。すみません。

【高山委員】

質問というよりも、進めてほしいなと。なかなか難しいんですけど、両方してほしいなと。そこら辺を地域の方々と話し合って、できるだけ、個人情報があるけれども、防災マップを優先したほうがいいんじゃないかなと、個人的にはそういうふうにするという意見なんです。どういうふうに進められているのかなという質問になるんですけど。

【島崎課長（人権文化推進課）】

了解いたしました。

【安藤座長】

ついでながら、私、午前中、滋賀県の類似の会合に出ておって、同じ質問が出ました。というのは、これはやっぱり、私も高齢者、この間運転免許の講習に行ったところですけども、やっぱり自分でちゃんと判断したつもりでも、他の方に迷惑をかけるというのが老人の運転。それは周辺の方が注意すれば避けられる場合もあるので、防犯マップというか、それはいいんですけども、同時に、誰にどういう形で与えるかということは個人情報に関わるので、その辺のバランスが非常に難しいということですね。同じ問題を高山委員もおっしゃっているんだろうと思います。

ほかにありましたら、どうぞ御遠慮なく。

【重野委員】

多文化共生センターの重野です。

今回の重点項目に幾つか重なることだと思うんですが、子どもと女性に関係することです。当センターでは京都市さんと一緒に医療通訳派遣制度をさせていただいているんですが、その活動の中で、妊産婦の外国人の方がいらっしゃって、あまり経過がよなくて、絶対安静が必要で、ちょっと悪くなると入院をしないというふう医師に言われたんですね。そのお母さんには小さなお子さんが2人

いらっしゃって、育児もしなければいけないし、安静も必要だということで、岡さんから一時保育をしてくれるところがないだろうかと御相談があったんですね。センターでもいろいろ市の施設にお電話をさせていただいたんですが、ほとんどがいっぱいの状態で、利用できないという回答が返ってきまして、かなり慢性的な状態なのではないかなと感じたんです。もしかすると、その方がお住まいの地域だけのことなのかもしれませんが、市にお電話した感じだと、いつもいっばい入れないという状況であるように何となく感じられましたので、是非、こういったお母さんが実際に困っているときに一時でも保育してくれるような枠組を広げていただけたら、入院したときにも安心して子育てもできるんじゃないかなと思いました。今回の重点施策ではないんですけれども、こういった状況が現場ではありましたので、検討していただきたいなと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。もし何か、参考になる情報がありましたら、関係課、あるいは近いところからお願いします。

【澤井担当課長（保育課）】

保育課でございます。

御意見のございました一時保育については、本市におきましても年度年度ごとに拡充を進めておるところでございます。一時保育につきましては、保育所を利用されていない一般の御家庭で子育てをされているような御家庭で、急な用事、あるいは保護者の傷病などの緊急の保育等に対応させていただいております。日々満床というか、込んでいるような状況もございます。ただ、定期的に一時保育を利用させていただいているような保護者の方もおられますので、今後もいろいろなニーズに対応できるように拡充してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

【安藤座長】

今、重野委員が言っていた場合では、入院が必要ということなので、ある程度継続的な利用ができないと、あまり意味がないと思うんですけど。

【志摩担当課長（児童家庭課）】

保健福祉局児童家庭課の志摩と申します。

ただいまのお話で、一定期間入院ということですので、その間、例えばお父さ

ん、別の保護者の方がいらっしゃるかどうかとか、その他の状況にもよるとは思うんですけども、ショートステイをもちまして、おおむね1週間程度になるんですけども、泊まりで御利用いただくような、一時的に保育ができない場合、変わって施設を御利用いただくというサービスもございますので、場合によってこれが御利用いただける場合もあろうかと思います。

【重野委員】

空きはありますか。多分、それが無いのではないかと。

【志摩担当課長（児童家庭課）】

そうですね。先ほどの一時保育とかと比べまして、実施箇所も少のうございまして、全体のキャパシティがそんなに余裕があるわけではないんですけども、全くいっぱい、常に御利用が無理だという状況でもございませんので、御事情等によりまして御相談いただけるのではないかと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかにございませんか。

【桑原委員】

質問と評価なんですけど、今は質問なんですよね。

【安藤座長】

両方ともいいです。

【桑原委員】

京都市の公務員の方か京都市に関連する公共企業体で働く職員の方への人権教育というところに絞れる経験を、最近、京都市でしましたので、簡単にお話し差し上げたいと思います。

伏見区に向島団地がございまして、そこに在日韓国人の方、中国帰国子女の方、それから日本国籍と思われる生活困窮者が入居されていると思うんです。そこに、京都市住宅供給公社の駐車場がございまして。その近くで、毎週水曜日と土曜日、食料無料配布ボランティア活動が行われています。これは英語でフード・バンキングといいますけど、要するに食料を外資系の食品卸業者から無料でいただいてきて、パンとかフルーツなどですけれども、それらを多数の一家族用の袋に入れ替えて、水曜日は午後、土曜日は夜6時から、ほぼ1時間余りかけて配付する活動に私は時々ですが参加しております。そうしますと、集まってこられた人びと

の喋っている言葉が中国語、韓国語でよく聞こえてきます。勿論日本語も聞こえてきます。そういった方が100名ぐらい並べれます。順番に差し上げるというボランティア活動ですけれども、問題の1つは、その活動をするための駐車場所で問題がうまれました。団地の中には駐車場がありましたが、入れませんでしたので、団地の外側にある歩道で食料無料配布活動をやっておりますと、道路が狭いということもあって、それから暗くなってくる。配付は道路上で、団地に沿った側でやります。食料を詰め込んだ車は駐車場ではなくて、そのときは車道に置きました。けれども、交通渋滞というのはなかったと私は思うんです。しかし、私がいなかったときに、どなたからか通報があったんでしょうか、伏見警察署からパトロールが来たという話を聞いております。その時は、食料を受け取りに来た人びとが狭い歩道に集まり、ざわざわしていたからではないかということの後で聞きました。

それから、今、困っている問題は、この食料無料配布活動をするに当たって、車を置くところがないので、駐車する場所の確保です。現在は、車を有料駐車場に置きまして、そこから品物を出して配付するんですけれども、配付する品物は車の中から取り出して、一旦道路へ置いているものですから、誰か並んでいる一人が道路に置いた食料品をパッと取ると、列に並んでいるほかの人がワッと食品の袋をとりに集まり取り合いになるという、そういう混乱した状態も、私が参加した時に1回か2回あったと思うんです。

さて、この経験を京都市で働く地方公務員と公共企業体職員の人権意識を向上させる人権教育の教材として考えてみます。

その前に申し上げますと、私はボランティアとして参加しているだけで、この食料無料配布活動を組織しているのは、伏見区に事務所を持つ「コズモズ」というアメリカ人の牧師さんがリーダーになっている団体で、その家族が熱心に一丸となってやっておられ、それに外国からの留学生や日本人の学生、その他の市民のボランティアが加わって行っています。

さて、私は通訳ということで、コズモズで中心的な役割を果たしている、この家族の若い米国人の方と一緒に、最初に伏見警察署へ行きまして、この食料無料配布活動のために道路を数時間にわたって使わせていただく道路一時使用の許可証をもらいに行ったんです。そしたら、窓口で結局、それをするには、どなたか

道路交通の整備をする人を有料で雇ってもらわないかんが、ボランティア活動ならそれが出来るでしょうかということを警察の窓口の方から言われました。窓口の方は我々が無料で食料配布活動をやっているということから、不要な出費を要することになるのではないかと。そこまで警察の窓口の方は考えていただいたのですが、その目的のために道路使用の許可証は出せないとはおっしゃいませんでしたけれども、出すともおっしゃいませんでした。それで、そのとき私は一言、「京都市住宅供給公社へ行って団地内に、この活動のために駐車場所を提供してほしいことをお願いする予定であります」と言いましたら、「それは是非行ってください」と言って下さいました。別の日に「コズモズ」で中心的な役割を果たしている米国人の方と御一緒に京都市住宅供給公社へ行ったわけであります。そこで住宅管理部調整課の管理係長とその部下と思われる方に会っていただきまして、数時間、事情を説明させていただいた後、公社の職員の方はまず、伏見警察署の方が私達に、私達が住宅供給公社へ相談に行くことに賛同してくれたのは、おかしいことだ、と言われました。問題を抱えているわれわれ、ことに相談に来ている善意の米国人ボランティアを前にしての言葉として、妥当なのか疑問を抱きました。しかし、団地内の駐車場については、向島団地の自治会の了解を得ないということとはできないとおっしゃいまして、自治会の意見を聞いてあげましょうということでありまして、嬉しく思いました。その後、私達は返事を待っておりまして、翌々日、その部下と思われる方から私に電話連絡がありまして、自治会としては敷地の中に駐車場があるけど、それを一時にせよそういう目的に使うことについては断る、ということでございました。それで、昨日でしたか、私の方でもう一度、先日前にお目にかかった管理係長に電話をかけまして、「団地に住んでおられる自治会の方々がお断りになられる理由を聞かせて欲しい」と言ったのですけれども、「それは答えられない」というそっけない返事でした。こちららは情報公開や理由付けを求めることが常識となっているであろう米国人牧師が中心となっている団体ですから、自治会が断る理由を待っています。それで、その経過の中で、実際、交渉を住宅公社の方が団地自治会の方と話し合いをしていただいたとは信じておりますけれども、何という名前の自治会で、どういう役をしている方に会われて、いつ、どれぐらいの時間話し合われたのか、断る理由の説明は全くなくて、結論だけ申し上げますということでございます。京都は国際

都市です。公務員や公社の方々が、こうした人権に係わる活動をしている外国人に対して、それなりに納得のゆく説明義務を果たしているのか、それが出来るための教育がいるのではないのかと思いました。結局、どうするか。公団の中は食料無料配布活動のための駐車スペースを使えないので、仕方ありません。今は近くにある有料の駐車場を使いまして、駐車料を払いまして無料食料配布活動をしています。道路には無料の食料配布を受ける皆さん、100名ぐらいですけど並んでいただきまして、私らは「御苦労さんです」と声をかけながら配付作業をしています。しかし、中には厳しい表情を崩さない方もおられます。

私が問題にしたかったのは、説明に出てきました京都市住宅供給公社の管理係長個人を問題にしているのではないのですけれども、そういう外国人が食料無料配布というボランティア活動をやっていることを説明したにもかかわらず、慈善活動に対する理解、それが人権擁護、はっきり言えば生活困窮者と外国籍の方々の生存権にかかわる、そういう行為についての理解が出来るための人権教育が、もっとあっていいのではないのかと思います。同情までは我々求めているわけではないんですけれども、この問題は生活、人権に係わるという理解をして、それじゃ、こうしたらどうですかというようなことまで、アドバイスが出来るような人権教育、先ほど伏見警察署の方は言っていたんですけれども、京都市住宅供給公社の職員の方の場合は、自治会への問い合わせはして頂いたわけですが、その点は感謝していますが、その結果だけを知らせてくれました。更に、「あなたは市の公務員ですか。今回の経験は京都市人権文化推進懇話会で報告するために教えていただきたいのですが」とお尋ねしたんですけれども、自分が市公務員かどうかの身分について、それも「言えない」とのそっけない答えでした。今、人権教育の問題として取り上げますと、市の住宅供給公社の方がこういった生活困窮者と在日韓国人と中国残留子女の方々に対して、それが生活困窮者にとっては人権問題であるとの理解を示していただいて、何かの手だてを一緒に考えるところまで、そこまで出来る人権意識を高めて頂ける人権教育ができればと考えました。

長くなりましたが、すみません。

【安藤座長】

何か関係者のほうで参考になる情報があれば。

【島崎課長（人権文化推進課）】

今日は都市計画とかの部局は来ておりませんのであれなんですけど、公社の職員が市の職員でないことはございます。公社のプロパー職員といいますか、公社は京都市と別の法人格を持った団体でございますので、直接そこで雇用された職員で。でも、いずれの職員であっても、今、桑原先生がおっしゃる話について、慈善活動への理解への度合いは別にしまして、市民の方が来られてお問い合わせをいただいていることに対して、懇切丁寧な説明ができていくかという点で見ますと、少し問題がある事例かなというふうには感じております。

【桑原委員】

ありがとうございます。これはいろいろ状況があるので、一般的にこれがいいとか悪いとかは言いにくいと思うんですけど。

【島崎課長（人権文化推進課）】

ただ、公社敷地である駐車場、ここの管理の形態として、1つ推測されるのは、公社が直接管理しておる場合でしたら公社の判断で公益性等をお伺いしてということもできるんですけども、市営住宅の団地の駐車場の場合、管理自体をモータープールみたいな形で、お使いいただいている自治会に取りまとめている、個々の利用者のそういう許可とか調整をそこをお願いされている例もあるように聞いておりますので、公社の職員で判断しにくかったという事情はそこから辺にあるのかなということは1つ推測はされます。

【桑原委員】

そういうことなら分かります。

【安藤座長】

ほかに御意見、御質問はございませんか。

【高山委員】

今のことにも関連するかもしれないんですけども、職員の方の、そういう幅広い、市民への説明も含めた人権教育というんでしょうか、ここにおられる方はみんなそういうふうに認識しておられると思うんですけども、現場の職員の方のいわゆる講習といったらいいのか、研修といったらいいのか、幅広い、いわゆる人権、これが非常に市民に対しての人権を傷付けているんじゃないかなと。自覚がないまま、いわゆる権限と規則と、これがもちろんルールがあるわけで、行

政として守らなければならない。しかし、今の桑原先生の話を見ますと、そして何かいい手だてを考えようという知恵を出し合うという、こういうところの幅広い人権意識がなければ、本来、根本的な人権というのは解決しないのかなと。割といろんなところの、よその人たちへの人権教育はなかなか熱心なんですけれども、身内のところの人権教育、そういう幅広い、いわゆるこれまでの決まった人権じゃなくて、幅広い本来の根本的な人権教育を、研修も心がけていただきたい。

それは、今京都市では大きな問題になってない信じておりますけれども、生活保護への指導の問題、現場のケースワーカーの方々、いろいろ苦勞されているのを存じております。私は前職でございましたところの京都市社会福祉事業団にも給付型の奨学金というのがありまして、そこでいろんな相談があつて、これは生活保護の就学援助が受けられるんじゃないかといったこと、そういったところで、私のほうも京都市の方々と話をしながら進めているんですけれども、今のところそういう問題は起きてないんですけれども、これから、生活保護の国の改正法もありまして、いろいろ変わってくると思うんです。

ここからが質問なんですけれども、今、そういう生活保護の問題として、京都市の職員の方が生活保護受給者に当たられる場合の人権というところの問題でどういう方針を持っておられるのか。ここまでは踏み込んだらいけませんとか、ここはこういうふうに説明しなさいとか、そういう統一された規則的なもの、あるいはプロジェクト的なもので、いろいろ方向性を考えておられる、対処される場所はあるのかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いしたい。

【安藤座長】

これは難しい問題ですけど、可能な範囲で。

【山本担当係長（地域福祉課）】

地域福祉課の山本と申します。

私は人権課題としてはホームレスの担当で寄せさせていただいていまして、業務として生活保護を直接担当しているわけではないんですけれども、一応、地域福祉課は各福祉事務所の統括の役割を担っていますので、私の理解している範囲でということになりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、今御指摘がありましたように、生活保護に対する認識といいますか、か

なり厳しいものがあるというのが現状かなとは考えておりますけれども、まず京都市の大きな方針としては、漏給も濫給もない、必要な人に必要な保護を行っていくというのがまず大方針でございます。ですので、必要な人が受けられないとか、あるいは逆に不正に受けられているような方もないという状況を目指していくのが大方針でございます。

人権に関する問題、相談に来られる方でありますとか、あるいはもう既に受給される方に対しての対応の仕方というものについては、当然、相談者であったり、受給者の方の心情にも十分配慮して、懇切丁寧な対応を心がけていくということで、例えば申請に当たっては、当然、申請権を侵害するような対応はしないようにということで、周知の場としては、節目節目で福祉事務所のケースワーカーに対する研修の機会は何度も設けておりますので、そうした場を通じて懇切丁寧に対応に努めていくようにということは常から申し上げているというところでございます。

直接の担当でないということで、概括的な説明で恐縮なんですけれども、京都市としてはそういう形でさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

直接は関係ないけれど、実は坂元さんも一緒なんですけど、外国人の取り扱いというか、これは去年、大きい変更がありまして、今まではパスポートを持って入ってくる。入ってきて、許可された滞在期間を超えて、つまり不法滞在も多いんですけれども、そういう人も従来は自分の住んでいる地域の住民登録を受け付けられるので、外から見たら日本の中央か地方の違いはあっても、公的な登録ということで何かの権利があるんじゃないかと。実はそれで、法の改正前は各自治体が、例えば社会福祉の業務をされていたんだけど、改正で、カードで全国統一方式になって、そうすると、自治体から福祉の業務が取り上げられるというか、移る。その結果、外国人の居住者の不法も含めて、従来受けていたサービスが制度の改正によって受けられなくなる。ただ、これは受けているほうからしたら生活上の大問題で、京都の場合、市町村ですから京都市もそれに当たると思いますが、こういうことで問題が起きていないのかどうか。起きているとすればど

ういうふうに対処されているか。可能な範囲でこれもお答えいただけたらと思います。

【島崎課長（人権文化推進課）】

前回も同じような御質問をいただきまして、前回の御質問に対する回答としてお答えをしている範囲内での、今日も当該業務の所管課であります地域自治推進室のほうがお越しいただいておりますので申しわけございません。

住民登録の対象外となった外国籍の方についてのこれまで行ってきた行政サービスの取り扱いでございますけれども、まず、予防接種、あるいは母子健康手帳につきましましては、これまで京都市では原則として外国人登録を基にしつつ、居住の実態が明らかであれば対象としてまいりました。これが制度変更の結果、本市の住民基本台帳によりますけれども、適法な居住の事実が明らかな場合は対象とするという取り扱いをしてございます。

あともう一つ、教育委員会にも確認をしまして、就学の案内でございますが、これにつきましては外国籍の方、これまでから外国籍の方が就学を希望される場合は、住民登録のある校区の小中学校に就学していただけるように御案内をさせていただいております、これについては入管法の改正の施行前、施行後では取り扱いの違いはないということでございます。

【安藤座長】

違いのあるほうが分からない。

【島崎課長（人権文化推進課）】

すみません。本日、所管課の方が来ておりませんので、その辺を確認した結果で御回答させていただきたいと思います。

【安藤座長】

分かりました。

あと少々時間がありますので、ぜひこの機会に尋ねたい、あるいは確認したいことがありましたら、お願いします。

【重野委員】

今の御回答についてなんですが、おそらく住民基本台帳に登録されていない外国人の方は予防接種をできないということになりますよね。そうしますと、感染症法上の問題があるかと思うんですが、これは権利とかということではなく、感

染が蔓延することを防ぐという意味で適用されるものではありませんので、これは外国人の方であろうと、感染という観点からは接種をしていただかないといけな
いものだと思いますので、その辺が非常に気になりました。

【荒賀係長（保健医療課）】

保健医療課の感染症予防を担当しています荒賀と申します。

予防接種については、住民票のあるなしにかかわらず、居住の実態があれば接種ができるとなっていますので、例えば郵便物がその方のお名前で御自宅に届いているとか、電気料金の請求があるとか、そういった書類で京都市の住所にお住まいであるということが分かれば接種はしていただけます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

それじゃ、まだ御質問があるかと思いますが、これは書面等を人権文化推進課に直接お尋ねいただくと。未回答の分は、またこの次の懇話会までによろしくお願いします。

【桑原委員】

問題提起だけ、一言だけですけれども。

私は新聞の切り抜きをやっていて、人権問題、今回も調べているんですけども、今後、京都市で起こり得るような人権教育のための社会問題を整理しておられると思うんです。

私は今、頭にあるのはヘイトスピーチです。先ほど申し上げました伏見でのときも、生活困難のためか食料無料配布をしている場所に来るある特定の日本人の方が、在日韓国人や中国帰国子女家族に対して、その国の人びとの呼び名を、戦時中に日本人がその国の人たちに使った言い方で、侮辱する表現で呼ぶことがまれにありますが、聞きました。これを聞いていた外国人のボランティアも、それが差別的表現であることを知ってか、私には、周囲をはばかりながら小さな声でその表現を教えてくださいました。だから、一般の人びとも、在日韓国人や中国帰国子女に対して、その呼び名で呼ぶことによって、その人々を差別してはならないわけで、これも、「ヘイトスピーチ」の一つとして位置づけて、考えてよいのではないでしょうが。つまり、デモ行進等の集団行動によって民族的反感を醸し出すことをヘイトスピーチと名付けることに加えて、こうした個人間での個別的な

発言もヘイトスピーチであるとして取り扱うことによって、そうした呼び名や行動が人権侵害となるという問題意識を市民に方々に、提起することが出来ると思います。

あとインターネットによる人権侵害というのは、これも資料1－19ページとかにも書いてありますよね。これは選挙で今回、インターネットが使われるわけですから、どういう人権問題が起こるのかを想定して。この懇話会の話題になると思います。

【安藤座長】

ヘイトスピーチについては、初めに坂元委員から御質問があって、東京等では問題になっているけれども、京都は今のところ、そういう団体が来てどうのこうのという問題は起こっていないと。ただ、起こり得ることなので、今のお話は市のほうとしてとどめておいていただきたいと思います。

それじゃ、幾らでも問題はあると思いますけれども、時間の関係で、2番目の議題、これは御承知のように、京都市の人権に関する市民意識調査、前回、案を御説明いただいて、それに対して委員からいろいろ意見が出て、それを踏まえて訂正して、必要な修正を加えていただいた。

ただ、今日お休みですけど、栗本委員から書面で、その回答も含めて御説明をお願いします。

【島崎課長（人権文化推進課）】

それでは、人権に関する市民意識調査の調査内容について御説明をいたします。

資料としましては枝番で2－1，2－2，2－3，それとお配りしております栗本先生からの御意見ということでございます。

最初に資料2－1，人権に関する市民意識調査の調査内容について（案）という資料を御覧いただきたいと思います。

今、座長からも御説明がございましたが、前回、3月の懇話会でも一度お諮りをいたしまして、そのときに市としての基本的な考え方としてお示しさせていただきましたのが、今回の調査が広く人権を対象とした意識調査では2回目でありまして、前回、平成17年に実施しておりまして、前回調査との比較ができるように、経年変化がとれるように、基本的には前回の項目を踏襲させていただいたということが1点でございます。

それと、前回の調査以降、顕在化しました新たな人権問題についての市民意識を把握するために、新たな設問、例で言いますと犯罪被害者等がそれに当たるんですけれども、そういった項目を設けさせていただきたい。

それと、同和問題の設問につきましては、人権文化推進課が所管課でございますので、個々の重要課題のうち、少し詳細な設問を前回しておりました。これを単純に設問を少なくするということではございませんで、市民の方が日常生活の中で具体的に会われる具体的な事象の中でこういった意識を持たれるかという設問に再編をさせていただくということを提案させていただきまして、委員の皆様からは、今回修正はかけておるんですけれども、「重要課題について何が課題と思われますか、次のうちから選んでください」。前回の調査ですね。「今後どのような取組が必要だと思われますか、次の9つぐらいの項目から選んでください」といったことを重要課題それぞれに、その基本的なパターンでやってしまっているのが市民の意識を把握する上からでは非常にもったいない設問であるといったこと。それと、せっかく調査を行うんですから、こういったことも人権上の課題なのかというふうに気付いていただくような啓発的な効果を持たすような設問ができないかといったこと。

それと、1つ目の話にも被るんですけれども、非常に市民がお利口さんといいますか、こう答えておいたら無難やなという設問になってしまっているのです、市民の方の意識がもう少しうっかり露呈してしまうような設問のあり方を考え、工夫されたほうがいいんじゃないか等々の御意見をいただきました。

その上で、資料1の「1 基本的な考え方」でございますが、丸の1つ目でございますが、通常、人権そのものについて、それとして考えられる機会が少ないと思われますので、通常的生活をしておられる具体的な事案を通して市民の人権に関する意識が把握できるような設問を作成することといたしました。

それと、個々の設問におきまして、できる限り「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そうは思わない」といった形で選択肢を多様化させまして、できるだけ御本人の意識に近い回答を選んでいただけるようにさせていただきました。

重要課題につきましては、前回調査のような、それも2本立てといったことではなくて、確かに経年変化ということは取りにくくなるんですけれども、そうい

った重要な項目については引き続き経年変化が取れるような工夫をいたしております。それと、啓発の効果が出るようにといった御指摘がございましたので、設問に答えていただく中で、こういったことも人権問題なのかと気付いてもらえるような内容も盛り込んでおります。

最後に、京都市の人権施策、この5年間進んでいるか、進んでいないかといったような設問で、市民の評価を把握するような設問を新たに設けさせていただきました。

「2 主な調査項目案について」でございますが、まず新規の項目といたしまして3つございます。1つ目の人権問題に関する基本的な意識の状況でございますが、これにつきましては裏面の表を御覧いただきたいと思うんですが、先ほどの基本的な考え方ところで申し上げましたけれども、前回の17年度調査では、重要課題、女性からホームレスまで、下の①、②の全てこの2問でお答えいただくこととしておりましたのを、今回実施します調査では、できるだけ日常の場面での市民の意識を把握したいということで、問6から問12まで、こういった形で、結婚される場合、家を購入される場合、就職される場合、それとそれぞれの生活のステージということで、家庭、学校、職場、社会生活という場面での具体的な事案について、こういった場合どう思われるかというような構成に変えております。その下に、女性13問、子ども8問とございますが、この6問から12問の聞き方の中でそれぞれの重要課題に関する設問をこの数置いておるということでございます。

1枚目、表紙にお戻りいただきまして、新規項目の2つ目でございます。これにつきましては、京都市が実施している人権施策に対する市民の評価ということで、資料2-3に今回（案）として思っております実際の調査票がありますので、こちらをあわせ見ていただきまして、人権施策に関する市民の評価ということで、ページ4、問5でございますが、行政の取組状況についてお尋ねいたしますということで、9つの重点課題に沿った形で、改善が見られているかということに対して市民がどういった評価をされているかという設問を加えてございます。

新規項目の3つ目、犯罪被害者等に対する人権上の問題でございますが、これは問15でございますが、京都市が新たな条例を施行したということがござい

して、これについて前回はなかった項目として新たに加えさせていただいております。

それと、資料の２ページ目のイの同和問題でございますが、これも先ほど考え方の中で申し上げましたが、同和問題も先ほどの問６から１２までの間、市民の日常生活における具体的な事案について、同和問題に対する市民の意識がどうかということで、傾向も盛り込ませていただいているということでございます。

３ページ目に、同和問題についての前回調査との項目の比較表を載せておりますが、前回調査については同和問題の認知、同和問題をめぐる意識、行動、同和問題の解決に必要な取組として合計８問ございましたのが、今回、再編をいたしまして、問６から１２までの間に計５問という形で同和問題に対する市民意識の調査項目を設けておるということでございます。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

今の御説明、配られたものとうまくマッチして、御理解いただけたでしょうか。御質問ないしコメントがございましたらどうぞ。

【石元委員】

資料２－３の調査票なんですけれども、これはざっと見て、質問項目がかなり多いですね。さまざまな自治体でこういった人権意識調査を実施していますが、それに関わってきた経験から言いますと、質問項目を整理したほうがいいところがたくさんあるように思います。

たとえば、問２でしたら、これも多くの調査でみられる設問なんですけれども、問２の（１）だとか（４）、こういったところによく参加しているという人は、他のさまざまな設問の回答をみると、人権意識が高いんですね。これはこういう研修会だとか講演会に参加するから意識が高くなったというよりは、もともと関心が高いから参加しているという結果が大体出るんですね。それに対して（２）のように、学校での人権教育の経験というのは、これはあまり差が出ないんですね。受けたことがある人とない人の人権意識というのはあまり変わらない。そういう意味で、（２）は人権教育の効果を見るのに有効なので、これはやっていただきたいんですが、ただ、学校といった場合、大学まで入れると、大学の場合は

講義選択制になりますので、関心のある人がとるという傾向が出てくるわけです。小中高の場合だと選択というのはありません。関心があろうとなかろうと受けるということになるので、ここのところをちょっと限定しておく必要があるかなということになります。

また、問2の(5)とか、栗本委員の指摘がありますけれども、具体的なことを明記しづらいかなと思います。

問3の(6)、一番右側、参加したことがないという選択肢になっていますが、ただ、(6)、(7)、(8)、(9)というのは、参加したことがないというのは当てはまらないですね。経験がないとか、別の言い方にしないと整合性がないように思います。

それから、4ページの問5は、選択肢が5つあるんですが、ただ、こういった取組自体を知らないという回答も当然あり得ますので、6番目として取組自体をよく知らないという選択肢を入れておかないと、無回答が多くなるというように思います。

それと、問6、結婚相手に何を重視するかということなんですが、ちょっと選択肢が多過ぎるというのが1点で、実際丸を付けるのはかなり負担があるのと、意味がとりにくい選択肢もあると思うんですね。(3)の仕事に対する相手の理解と協力という、女性の場合を想定しているのかなという気もするんですが、男性の場合、ぴんと来ないのではないかと。

それから、旧同和地区という表記ですが、京都市でこういう言い方をしているのかもしれませんが、市民が答える場合に意味が通じないという人も出てくるんじゃないかと思うんです。要するに、2002年に事業が終わったので、これまで同和地区と言われていたのが旧同和地区になったんだと解釈する人ばかりではなくて、京都市内の12の同和地区、それとは別のものがあるのかなと思う人がいるかも分からないので、この旧同和地区というのは非常に紛らわしい言い方になっている、誤解を招くんじゃないかなと思います。

それから、例えば問11の(3)ですが、上司からの食事の誘いに対し断れない雰囲気をつくり、無理やり食事に参加させることがパワハラによってある。ここまで具体的に書くと、ほとんどの人はパワハラに当たると思います。無理やりと書いてありますから、それはパワハラだろうということになる。もうちょっと

聞き方を工夫しないと、あまりにも当たり前の問い方になっているような気がします。(5)も、不利な扱いを受けることは許されない。不利な扱いだから許されないのは当然だろうとなるので、これももう少し、意見が散るような聞き方のほうがいいですね。

12ページの(11)、企業がその規模にかかわらず、社会的に貢献する活動を積極的にすべきだ。これもみんなそう思うことなので、そう思わないという人は非常に少ないかと思うんですね。あるいは(12)、侮辱するような叱り方、侮辱するというのは問題だと、そういうふうに多くの人は思います。

似たようなことは14ページの(10)、(11)、例えば駅や公共施設等で外国語表記がなく、日本語の分からない外国人が十分なサービスを受けられないことは問題である。これも大体ほとんどの人は問題だと思うんでしょうし、(11)の駅や公共施設等で障害のある人に対応する設備が整っていないことが問題あるというのも、これも当たり前といたら当たり前なので、ここら辺の聞き方を整理をしたほうがいいと思います。

16ページの(3)、(5)もそうだと思います。わいせつな画像が掲載されているインターネットのページに子どもでも自由にアクセスできる状況は、子どもの育成に悪影響を与えるため、問題である。これも問題であると皆が思うので、こういうところを整理されてはどうせしょうか。問10も、同じようなことを繰り返し聞いているように思えるので、これらを整理すると、かなりスリムにできるかなと思うんです。

それと、バリアフリー、ユニバーサルデザインの解説を調査票に付けているんですけど、ハンセン病回復者、13ページに出ているんですが、まだ一般的な言い方になっていないと思うので、何を指し示しているのか分からない市民もいるかと思うんです。

そういうことと、ついでに同じページですので、問12の(2)なんですけれども、障害のある人は店や施設の利用、乗車など、サービスの提供を受けることを拒否されるのは、店や施設側にも事情があるので仕方がないという、乗車が入っているのがよく分かりにくかったんです。店や施設の利用、すぐ乗車というのが、後の(3)(4)も同じ乗車が入っているんですけれども、これも聞き方、文章を練ったほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

【安藤座長】

ありがとうございます。

要するに、作るほうはそう思わないけれど、答えるほうが見たら、もう答えの方向がはっきり出るというのはあまりアンケートする意味がないと、そういう意味で表現をもう少し工夫したほうがいいというのが石元委員の一般的なアドバイスだと思います。それは私もそのとおりだと。似たようなことは栗本委員の御意見の中にもあるので、だから、これは市の人は難しいけど、全く関係ない人に一回見せて、大体みんな同じような答えが出そうなのは質問の仕方がよくないということ。せっかく5年に1回、お金をたくさん使って、エネルギーを使ってやることだから、なるべく狙いがはっきりできるような質問の仕方を工夫していただけたらと思います。

ほかにも御意見がありましたら。

【高山委員】

17ページの問15で、私も長年、マスコミにおりました。ここでマスコミのことが出ているので。確かに（5）のところ、先ほど石元委員がおっしゃったように、マスコミは犯罪被害者に対する取材を行っている。十分に犯罪被害者の気持ち、プライバシーに配慮、これは1の「そう思う」になります。これはむしろ入れておいてもらったほうがいいのかと、逆に思ったりしますね。こういうことが市民の方がおっしゃっているという当たり前の話なんですけどね。私らは報道で仕事してきた者としては、こういうものは当然警戒すべきだろうし、こういう市民の意見があるということで入れておいたら、当然「そう思う」になると思うんです。

それと、ちょっと分かりにくいのが（3）のところなんですけど、家にマスコミが殺到するなどの理由で犯罪被害者が住居の移転を余儀なくされることは問題であり、もっと地域で支えていくことが重要だということなんですけど、地域で支えるというのはもう一つ一般の人にとって分かりにくいのかなと。こういうことはあってはならないのは当然なので、これを防ぐためにはどうしたらいいのかということだと思うんです。ただ、もっと地域で支えるというのがちょっと分かりにくいのかなと。取材陣を追い出すために地域で支えるのかよく分かりません

けれども、地域で支えるというのはちょっと分かりにくいかなと思ったりするんですけどね。私もこの仕事にかかわってきた者なので、どういうふうに考えたらいいのか分かりませんが、犯罪被害者の会もありますので、そことも意見をできれば交わされて、設問をもう一度熟慮されたほうがいいのかなと。ちょっと分かりにくいですね。

【安藤座長】

つまり、近所がうるさくなるけど辛抱しろという回答になる可能性もあるし、もうちょっと積極的に守ってあげましょうというのにもなるし、それは確かにもう少し表現を考えられたほうがいいと思います。

【坂元委員】

栗本委員からの御意見の2番目の問5で、子ども、女性については虐待やDVなどの暴力を例示し、障害者、高齢者については権利の充実支援を例示しているのが、バランスとしては違和感があると。全てのカテゴリーについて人権侵害事例を挙げるか、逆に権利のさらなる実現、発展を挙げるかにすべきではないかと、こういう御意見が出ているんですけども、私はたまたま大阪市の人権相談事業に携わっているんですけども、大阪市の人権相談事業、3年前から阿波座に設置して、そして相談員が各区に出張相談にも出向いているのですが、年間1万件ぐらいございますけれども、もちろん電話相談の事例が圧倒的に多いんですが、カテゴリー別に考えて最も多いのは何かといいますと、障害者の差別と高齢者の虐待、これが実は最も多いものであります。それからしますと、ここに（2）と（3）にはそういったじめとかドメスティック・バイオレンス、これは京都府さんで具体的に相談事業が展開されているものを中心に（2）と（3）で切っておられる。しかし、まだ障害のある人や高齢者の方、全くやっていないわけではなくて、緊急の避難のそれをやっていたりとかいうことはもちろん今日の御説明にもあるわけですけども、こういう大阪の実態を踏まえますと、（2）と（3）と同じような項目を障害者の方や高齢者の方についてもやはり質問したほうがいいのではないかと。その意味では、統一的にやるということが必要。

スリム化ということからいうと、じゃ、今の（4）と（5）を消すのかというと、ちょっとそれはスリム化にはならないけど、聞いてもいいかなという感じはするんですけども、その意味で統一的ではないかもしれませんが、いずれにし

ても虐待やDVだけではない実態というのがありますので、そのあたりは少し栗本委員のメモにありますように、こうしたところはもう少しお考えいただければなというふうに思います。

以上です。

【安藤座長】

ありがとうございます。今、石元委員がスリム化とおっしゃったのは、何でもかんでも減らせというのではなくて、聞き方によったらもっと少ない選択肢で済みますよと。その辺も考えに入れて設問をつくり、かつ回答の数をできれば限定するようにということだろうと思います。

【重野委員】

まず、今回の調査書を拝見させていただいて、これは多分、いろんな方が回答されてるかと思うんですが、印象としては、課題の当事者じゃない方が住民であるという前提な感じを受けてしまいました。ですので、この設問で、例えば仕方ないとか、差別的な回答が書かれているものをその当事者が読まれたときに、傷付いてしまうような表現になっているなというのもありましたので、少し設問の書き方、その該当されている方が読まれたときに、気になるようなそういった設問は表現を丁寧にされたほうがいいのかと思いますし、そういった方がこのアンケートを受けたときには、当事者じゃない住民を対象としたアンケートなのかなと思われてしまいますので、その配慮がまず必要なのかなと思いました。

それから、設問で、差別的な選択肢のバランスが若干悪いのではないかと思います。例えば問8ですと、就職における場面では許されないというふうに（1）は書いていますが、それ以外は仕方ない、仕方ない、仕方ないということで、何となく数のバランスが偏っているなという感じを受けましたので、もう少しバランスを考えたほうが全体としてよいかなと思いました。

あと、細かいところに入りますけれども、問5なんですが、（8）の外国人が安心して暮らせる教育、福祉の環境と書かれているんですが、ここに医療も入れたほうがいいのかないかなと思いました。

それから、問8なんですが、外国人は語学面や日本社会で不慣れでということで、語学面に特化された設問になっているので、それはどうしてかなという疑問があります。例えば宗教とか生活習慣の違いによってという部分もあるかと思い

ますので、語学面に特化せずに、違う部分も記入したほうがいいのではないかなと感じました。

それから、問9に関しまして、ここは若干表記揺れがあるのかなと思いました。例えば(4)のパートナーと書かれていて、その次に(5)は夫婦、パートナーと書かれていますので、多分、表記で揺れがあるのかなと思いました。

それから、前回のアンケート調査を見させていただいたんですが、主に私は外国人の支援のところを読ませていただいたんですが、前回の人権意識の中で、外国人の方がアパートなどの住居、住宅への入居が困難だということと、仕事の待遇面で差別を受けているという回答がかなり上位の回答で出ていたという結果が出されているんですが、今回、その2点に関してこちらに入っていなかったのも、前回、非常に高い課題意識があった項目は残しておいたほうがいいのではないかなと感じました。

以上です。

【安藤座長】

ありがとうございます。非常にはっきりした御指摘なので、問題はないと思います。

桑原委員、何かありますか。

【桑原委員】

11ページなんですけど、私は労働法を教えたことがあるので、細か過ぎるかもしれませんが、私はこう思いました。職場における場面についてというところなんですけど、(1)は男女差別の問題を取り上げておられるんですけども、これに女性管理職の数が少ないということについての設問をつくられたらいかがかなと思います。

理由の1つは、国連の人権理事会、日本の問題について近く報告書が出るようなんですけど、それとの関連でいろんな質問書を国連が日本に出しているときの報告書の中に出てくるんですよね。繰り返し昔から出てきている。だから、管理職の数がということですね。私のアイデアは、能力があるのに管理職に女性が昇進する機会の少ないのは問題ではないでしょうかと。

それから、(3)なんですけど、上司からの食事の誘いに対してとあるんですけど、「飲む」のは入っていないのかと。つまり、飲食というように変えていただいた

ほうが、男も入ってくる、女は飲まないわけではないんだけど、そういう表現のほうがいいんじゃないかと思いました。

（４）は原文には障害があることによりと書いてあるんですけど、その前に、仕事をする能力があるのという前提を付けた上で、障害があることで違う扱いをされていかんと、こういう趣旨だと思うんですけど、そのところの前段を付け加えたほうがいいのではないかと私は思いました。

（６）ですけど、僕は人件費削減だけを理由にと、だけを入れたら非常に明確になってきて、それなりの説得力が増えるんじゃないかと思いました。

（７）結婚退職、出産退職の慣行ですけど、これは社会慣行じゃないですよ。職場慣行、職場という漢字を入れられたらはっきりするんじゃないかと思いました。

それから、右のページの（９）ですけど、これは女性であることを理由に来客者へのお茶運びをさせることは許されないという表現をとるのか、男女差別であるという表現をとるのか、ここはアンケート調査が、社会教育的な意味を持っているのであれば、男女差別という表現まで突っ込んで入れるということも検討しているのではないかと思います。

（１０）なんですけど、これはＣＳＲを言っていると理解したために質問が出るんですけど、企業と人権の尊重、環境の保全、次に「福祉の実現」とあるんですけど、**社会福祉は国際的に認められているＣＳＲにこれは入っていないんじゃないですか。**日本の経営者団体が出しているＣＳＲ概念の中に入っているかどうかという問題、日本的だから福祉の実現を入れたんだというのならそれは結構なんですけれども。

それから、あとは表現の問題ですけど、（１３）は育児や介護のための職場の休暇や休業制限は周りに迷惑がかかるので、節度を持って利用すべきであるという問いかけにするのか、するのがよいという柔らかい表現にしたらいいか、迷っているんです。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【坂元委員】

先ほど重野委員から指摘があったことなんですけど、これはぜひ使わないでい

ただきたいと思うのは、質問の際に「仕方がない」と。これは例えば13ページの問12、ホテルや旅館がHIV陽性者やハンセン病回復者などの宿泊を断ることは仕方がない、これは、実際にハンセン病訴訟で勝訴した後に温泉のホテルに泊まろうとした者に対して宿泊を断った事例があって、実はこの事例に対して、このハンセン病回復者の方々に2次的な差別被害というんですか、あなたたちは温泉に行けていいですね、我々はずっと働いていますという葉書が来ているんですけど、仕方がないというのは差別を助長することになりかねないので、京都市が行う人権意識調査なのに、人権意識が欠けていると言われかねないものなので、いろんなところに仕方がないと書いてありますが、許されないという表現を使うことのほうが、はるかに今お使いになっておられる仕方がないという表現でお聞きになるよりはいいと思います。

これは非常に、今言った事柄だけではなくて、全体に問8もそうなんですけど、いろんなところで仕方がないという表現が出てくる、これが、栗本さんが言うところの、ともすれば差別意識を助長することになりかねない。だから、京都市ではそんな意識は全くないのですけれども、京都市の設問自体にこうした表現が使われていることが、いろんな関係者の方々の目に触れますと、誤解を招きかねないということで、これはぜひ慎重に言葉を選んで質問していただきたい。これはもう1回精査してもらったほうがいいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【石元委員】

19ページの人権侵害をされた経験があるかどうかということと、その内容は何かという設問なんですけど、これはすごく答えにくいというか、負担感があると思うんです。こういう設問は、他の自治体での調査もありますが、多くの場合はこれまで全て答えろというんじゃなくて、この5年間で主なもの1つについてという聞き方をするのがわりと多いです。特にそういった調査で出てくる傾向というのがBの相談先で、結局は黙って我慢したというのがすごく多く出てくるんですね。それから、公的な機関、法務局等へは相談に行かなかったという回答がわりとはっきり出ますので、相談先は当てはまるもの全てというんじゃなくて、主なもの1つというふうにしたほうがいいんじゃないかということと、それから、

解決、未解決を問うことについて、私も別の自治体で一度とったことがあります
が、解決したといってもどう解決したのか分からないので、結局、結果は使えま
せんでした。被差別経験については、この5年間というように期間を限るという
ことと、経験の中での主なもの1つについてという聞き方をしたほうが答えやす
いのかなというふうに思います。

問19なのですが、人権を守るための制度についてあなたは知っていますかとい
う設問です。選択肢のうち、法務局だとか人権擁護委員を知っているかという
のは回答が出てくると思うんですけど、(3)(4)(5)は何を聞かれているの
かがよく分からないように思うんです。弁護士による相談とあるが、どういう制
度を聞いているのか、これは意味がとりにくいと思いました。

それと、もう一つなのですが、この調査では、「そう思う」「どちらかといえば
そう思う」「そう思わない」という選択肢で答えるようになっているんですけれ
ども、こういう問い方だと、どうしても建前回答というのか、人権に関する調査
なのでこれが正解だろうということで、いわゆる建前的な回答が多くなることが
多くなります。最近、よくやられているのが、差別的な事象に出会ったときにど
う行動したのかという設問です。あるいは行動するだろうと思うのかという、そ
ういう聞き方なんです。

具体的には、例えばあなたの親戚の方で同和地区出身者との結婚で、家族から
反対を受けている。そのときに、あなたはその親戚の方にどうアドバイスします
かという設問です。自分の意思を貫いて結婚しなさいと言うとか、力になってあ
げよう、家族を説得してあげようというとか、苦労が多そうだから諦めなさいだ
とか、そういう選択肢ですね。実際、そういった場合に自分はどう行動するのか
という設問は、差別の問題というのは差別事象に同調するか、しないか、それか
ら差別的な言動に対して、何らかの働きかけをする人がいるのかどうかというこ
とがすごく大きいので意味があると思うんです。

もう1点、最近よくあるのが、例えば以下のような言動を直接見聞きしたこと
があるか、同和地区出身者と付き合ってはいけないだとか、結婚してはいけない
だとか、同和地区出身者は無理難題を言うだとか、同和地区は怖いだとか、治安
が悪いだとか、そういうことを聞いたことがあるかどうかということをもとに聞い
て、そのときどう思ったか。なるほどと思ったとか、反発を感じたとか、反発を

感じたけれども何も言わなかった。疑問、反発を感じて、その気持ちを相手に伝えたいという、実際どうしたのかということを知る設問。そういう聞き方になると、市民の意識というのが割と掴めるんじゃないかということで、最近、そのような設問がみられます。参考にされてはと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【大浦委員】

ちょっと読んでいて違和感があったのが、問1の(3)の、「人権は一部の人の問題ではなく、全ての市民の問題である」という文言は、そのままとってしまうと、人権は問題であるというふうにとれなくもないと思うので、問題という語句自体にはいろいろな意味があると思うんですけども、一般的な感覚で言うと、問題というのは解決していこう、していかないといけないようなイメージがあるので、人権自体が問題ではなくて、人権問題であったり課題であったりというのが問題であると思うので、ちょっと表現がどうかと思いました。

それと、先ほどから何度か話題になっていた問5なんですけれども、私はずっと表紙から見ていて、問5ですごく難しい設問に出会ったと思ったんです。私は普通の主婦だと思っているんですけども、そのときに(1)、(2)、(3)、具体的にどんな取組なのか、どういう施設でどんなことをやっているのかというのがぱっと思い浮かばなかったりするし、この5年間で改善されたということは、それが分かっているけども5年前の状況も把握していないと答えられないということなので、すごく高度な質問だと思ったので、もしかしたら、この設問に当たって、その後の設問まで気持ちが続かないで、ここで挫折される回答者もいるんじゃないかなと思いました。

【安藤座長】

ありがとうございました。そうですね。同じ質問でもどこに出てくるかで、回答しようという気になるかならないかというのは影響を受けるもので、今までの御意見、全体としては、やっぱり数をとにかく減らす、負担感をなるべく減らして、答えようという気にさせる、それは数だけじゃなくて、聞き方にもよりますし、必要な場合はある程度の説明を付け加えることで、これだったらと答えてもらえる場合もあるし。

繰り返しになりますけど、せっかく5年に1回お金とエネルギーとをかけてやることだから、その結果が将来に向って活かせるように、そういう意味では準備段階でやっぱり思い切り苦勞しておくという必要があると思います。

【坂元委員】

先ほどの石元委員の質問に関連するんですけど、今日の資料の2－1，3枚目で、全体調査の場合は同和問題をめぐる意識、行動ということで、次のような事象が仮にあった場合の考え方を聞く。だから、設問では先ほど、あなたは、石元委員ですと、これは大阪市とかはどう行動するかとか、そういうような設問の仕方ではなかったかと、記憶が正しければそのようなものであったのではないかなと思います。その結果、どういうことが出てきたかという、同和地区との交流実績がある人ほど差別意識が少ないんだと、低いんだというようなことが、具体的に行動設問をすることによってリンク、関連付けが出てきたような気がいたします。

だから、その意味で、前回、17年度はこういう考え方を聞いたということで、さらに突っ込んで、あなただったらどう行動しますかというのを聞くというのも、前回より続けた形で、さらに発展した形の設問というふうに考えることはできるのではないかなと思います。せっかく今回の調査でいろいろと新しい試みで同和問題に係る設問を設けていただいているんですけども、そのあたりもう1度よくお考えいただければなと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【高山委員】

やはり私も先ほどの「仕方がない。」ということがどうしても引っかかります。細かい、どんな位置付けがよく分かりませんが、その辺は是非とっていただいたほうがいいんじゃないかと。懇話会としてもそういうふうに出してもいいのかなと思ったりするんですけど。

【安藤座長】

非常に強い要望があったということでお聞きいただきたいと思います。

いろいろ出ていますので、逆に事務のほうから、どういう点を注意したらいいとか、こういう点はどうかということがありましたら、御遠慮なく。

【島崎課長（人権文化推進課）】

非常に、数としては本当に、しゅんとなるぐらいたくさんの御指摘をいただきましたけれども、いずれの委員の御指摘も非常に具体的な部分で御指摘をいただいていますので、修正作業もやりやすいかなという部分もございます。今回の御意見を踏まえて、修正をかけた上で再度、これでという案の出し方では元々思っておりませんでしたので、今日の御意見を踏まえて、さらにより調査の報告に変えてまいりたいと思っております。

【安藤座長】

もっとも、全部が全部意見を聞いているといつまでたっても終わらないので、ある段階での思い切りは必要だと思いますけど、しかし、大きい方向として、今日出た御意見は参考になる点が多いと思いますので、よろしくお願いします。

まだ少々時間がありますので、これだけは言っておきたいという御意見がありましたら、どうぞ。

要するに、答える人の立場に立って、答えやすいし、進んで答えようという気になるし、その中で本音が出るように、そういうのがいい設問だろうと思います。

またお気付きの点がありましたら、まだもう1回機会はあるようですけれども、どうぞ御遠慮なく、事務のほうへ直接おっしゃっていただけたらと思います。

それでは、とりあえずこの段階で事務のほうへお返しします。

【吉川市民生活部長】

どうもありがとうございました。安藤先生、議事進行をどうもありがとうございました。

ここで、遅れて出席いたしております文化市民局長の平竹から一言御挨拶させていただきます。よろしくお願いします。

【平竹文化市民局長】

遅れて参りまして大変失礼いたしました。

本当に先生方におかれましては、大変お忙しい中、また、ちょうど非常に雨のきつい時間に始まっていたと思いますので、本当に足元の悪い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

私はこの4月に文化市民局長に就任いたしました平竹と申します。私、今日は遅れて参りましたので議題の2だけ聞かせていただきましたけど、大変熱心にい

ろんな、それぞれの先生方の御専門の角度から貴重な御意見を頂戴いたしまして、ほんとうに私も改めて勉強させていただくというか、そういったことについていろいろと考えさせていただけるような時間だったと感じているところでございます。

ただ、社会の状況を見ますと、新聞等を見ていますと、いじめですとか、虐待ですとか、いろんな差別の問題ですとか、そういったことが報道されない日がないような状況もございます。やはり全ての市民の方にとって暮らしやすい、一人一人が尊重される京都市をつくっていくということが京都市政にとっては非常に重要なことであるということは私ども肝に銘じて行政を進めていきたいと考えておりますので、本日いただきました貴重な御意見は、京都市の施策にも反映させていただきまして、アンケートについてはいろんな具体的な御指摘もいただいていますので、早速それを活かした形で新たにつくりまして、10月ごろにはアンケートを実施していきたいと考えているところでございます。

これからも先生方にはいろんな局面でお世話になることと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

【吉川市民生活部長】

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましてはこれで終了させていただきます。お忙しい中、長時間に渡り、誠にありがとうございました。

—— 了 ——